

空き家利活用コンテスト 2024 募集要領

1 コンテストの目的

地域資源としての空き家を利活用し賑わい創出の拠点として生まれ変わった事例や、新築に負けない心地よい居住空間を作り出した事例など、空き家を改修し魅力や利用価値を向上させ利活用している事例を発掘し、県内に広く情報発信するため、「空き家利活用コンテスト」を開催します。

2 募集内容

- ・鳥取県内で空き家を改修し、現在も利活用している以下の事例を募集します。
 - ① 空き家を改修し住宅として利活用している事例（住宅部門）
 - ② 空き家を改修し店舗や宿泊施設など非住宅の用途で利活用している事例（非住宅部門）
- ・応募事例は以下の全ての要件を満たすものとします。
 - (ア) 県内の空き家（改修前の用途が住宅（併用住宅、兼用住宅を含む）であり、1年以上活用のない建築物）で、利活用のための改修工事を平成26年4月1日から令和6年3月31日までに終了したもの。
 - (イ) 建築基準法等の法令違反がないもの
 - (ウ) 利活用事例として、県が公表する事例集やホームページ等で紹介等が可能なもの。
 - (エ) 応募物件について、現地での審査が可能であるもの。（2次審査に進んだ場合）

3 応募者資格について

- ・物件の関係者（所有者、管理者、入居者、設計者、施工者等）であること。
 - ※ いずれか1名でも、関係者等で構成するグループによる応募でも構いません。
 - ※ 所有者以外の応募の際は、広報活動等における物件写真の活用や、現地審査時の物件への立入り等について、所有者に同意をいただく必要があります。

4 応募の手続きについて

(1) 応募書類

- ◆ 応募申込書（様式1）・物件の概要（様式2）
- ◆ 改修前と改修後の物件写真（外観と内装が分かるもの。様式3を参考に改修前と改修後の写真を対比させる形式とし、A4サイズ縦向きの資料で提出すること。写真は18枚以内。）
- ◆ 改修前と改修後の間取り図（手書きでも可）

(2) 応募期間（提出期限）

令和6年7月1日（月）から8月30日（金）午後5時まで 必着

(3) 応募方法

提出方法は以下いずれかの方法とします。

- ・とっとり電子申請サービス
https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12101
- ・持参
- ・郵送

持参又は郵送で提出する場合の提出先は以下のとおり。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興課内 空き家利活用コンテスト 2024 事務局宛

(4) 問い合わせ先

- ・鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興課
電話：0857-26-7390 ファクシミリ：0857-26-8107
電子メール：chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp

5 審査方法等について

(1) 審査の方法

1次審査：応募書類による1次審査を行います。

- ・審査の状況により、応募内容について応募者に問い合わせ等を行う場合があります。

2次審査：1次審査で選出された事例に対し、現地確認等による審査を行います。

- ・現地確認の実施は令和6年10月以降を予定しています。

(対象事例毎に日程調整等を行います)

(2) 審査基準

以下の基準等により、総合的な審査を行います。

	住宅部門	非住宅部門
魅力	デザイン性に富んだ改修がされているか	デザイン性に富んだ改修がされているか
	改修のアイデアに創意工夫が見られるか	改修のアイデアに創意工夫が見られるか
	既存住宅の良さが最大限活かされているか	既存住宅の良さが最大限活かされているか
普及力	他者も「住みたい」と感じられる改修か	他者に「訪れたい」と感じられる改修か
	改修に要した費用が妥当であるか	改修に要した費用が妥当であるか
影響力		地域の賑わいや交流の創出等が期待できるか

(3) 審査結果

各審査の終了後、応募者に対し審査結果の連絡を行います。

6 表彰等

(1) 表彰

応募された事例の中から部門ごとに以下の賞を決定します。

◆ 最優秀賞 各部門から1点選出 (副賞：鳥取県産品5万円相当)

◆ 優秀賞 各部門から複数選出 (副賞：鳥取県産品1万円相当)

※この他に、審査により特別賞を設ける場合があります。

(2) 表彰式

令和7年1月頃を予定。

会場：未定

- ・入賞者にご出席いただくことを予定しています。

(入賞多数の場合、代表してご出席いただく方を選定させていただきます)

- ・対象者には別途ご連絡いたします。

7 応募書類等の取扱い

(1) 書類の返却

応募書類 (添付書類を含む。以下同じ。) は返却しません。また、応募書類の製作費、送付料及び諸経費はすべて応募者の負担とします。

(2) 著作権等

応募者は、応募によって、主催者に対して、応募書類に関する著作権の利用 (本コンテスト開催目的を達成するために行う、ポスター・チラシ・事例集・ホームページ等への掲載、掲載に伴い必要となる最小限の加工・改変及びこれら媒体の掲示・配布・公表・配信等 (本コンテスト開催中及び開催終了後の期間を含む。)) を無償・無条件で許諾するものとします。

他者の権利等を侵害する恐れのある応募事例は、入賞を取り消すことがあります。また、侵害等に対する責任は応募者が負うこととし、主催者は一切の責任を負いません。

(3) 個人情報

事例の応募にあたりご提供いただいた個人情報は、主催者が適切に管理し、コンテストの目的以外に使用することはありません。